

モバイルサービスの提供条件・端末に関する フォローアップ会合 取りまとめ(案)

平成 28 年 1 1 月 7 日

1. スマートフォンの料金について

- 昨年のタスクフォースの議論を踏まえ、大手携帯電話事業者においてライトユーザ・長期利用者向けの料金プラン等を導入する一方、低廉な料金プランを提供するMVNOが更に拡大を続けており、今後の料金低廉化は、大手携帯電話事業者とMVNOの公正な競争を加速させていくことで促すことが効果的である。
- そのためには、MVNOが大手携帯電話事業者に支払う接続料の適正化などによる競争環境の整備、SIMロック解除の円滑化や端末販売の適正化など、利用者がより自由に通信サービスと端末を選択し、利用できる環境の整備を推進していくことが必要である。
- また、事業者は、利用者がその利用実態に対応した料金プランを選択できるよう、適合性の原則※の趣旨も踏まえ、適切な説明を行うことが適当である。

※電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）【抜粋】

（提供条件の説明）

第22条の2の3

4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

2. SIMロック解除について①

【1. 不適切な行為の防止のための必要最小限の措置】

- 利用者による通信サービスと端末の自由な選択の観点からは、本来、SIMロックが設定されないことが望ましい。現行のガイドラインでは、端末の割賦代金の不払等の不適切な行為の防止のために、事業者が最低限必要な期間はSIMロック解除に応じないことなど必要最小限の措置を講じることが許容されている。ガイドラインでは、更に、次の点について、必要最小限の措置には該当しないこと等を明確化すべきである。
 - ①不適切な行為の防止のためにSIMロック解除に応じない「最低限必要な期間」については、端末代金の初回の支払いが確認できる時期を踏まえ、現状の6か月よりも短い合理的な理由が認められる期間とすべきである。
 - ②代金債務の履行がなされていない端末について、ネットワーク側で利用を制限する措置を行っており、自社ネットワークを利用するMVNOでの利用も制限していることを踏まえれば、自社ネットワークを利用するMVNOのサービス利用者による利用を制限するSIMロックを設定することは、必要最小限の措置には該当しないことを明確化すべきである。
- 過去にSIMロック解除を行った既存の利用者など、SIMロック解除のニーズが明らかな利用者に対して柔軟にSIMロック解除に応じることについて、利用者利便の観点から、事業者において早急に検討すべきである。

【2. 解約後端末・中古端末の扱い】

- 解約後の端末や中古端末についても、SIMロック解除に応じることが望ましいが、上記1により、解約時期によってSIMロックが解除できないケースは限定的となり、利用者が解約時にSIMロックを解除すれば、SIMロックが解除されていない中古端末も減少すると考えられる。
- このため、事業者は、利用者が役務契約の解約をしようとするときには、上記1を踏まえ、原則として、SIMロック解除に応じ、そうでない場合にも、SIMロック解除に係る条件及び手続の案内を行うべきである。

2. SIMロック解除について②

【3. 不適切な行為の防止のためのSIMロック以外の方策】

- SIMロックは、事業者の債権の保全のために、適切に債務を履行している利用者の端末の利便性を損なう面もあるため、事業者間で代金債務の履行がなされていない端末の情報を共有することによるネットワーク側での利用制限措置の活用強化など、将来的には、不適切な行為の防止に関するSIMロック以外の利用者にとってより制限的でない方策も視野に入れて、議論していくことが望まれる。

【4. SIMロック解除端末の機能制限】

- SIMロックを解除した端末については、自社ネットワークのMVNOはもとより、端末の通信方式や周波数帯が対応している限り、他社ネットワークにおいても機能の制限なく使えるよう、改善に向けた努力が必要である。

【参考】端末購入から初回の割賦代金支払い確認までの流れ(イメージ)

- 一般的に、端末の割賦代金の初回の支払い期限は端末を購入した翌々月末であり、初回の支払いは、端末購入から3か月と代金収納確認に必要な日数で確認可能。

購入月	+ 1月	+ 2月	+ 3月
月末に購入		初回請求 ●	支払期限 ●
月初に購入			割賦代金収納確認 ●

【参考】新規契約・機種変更の場合における端末代金の不払い発生状況

- 大手携帯電話事業者各社によれば、新規契約で端末を購入する利用者だけでなく、機種変更で端末を購入する既存の利用者においても、端末代金の不払いが相当程度発生している。

赤枠内は構成員限り

事業者	A社	B社	C社
新規契約での 端末購入			
機種変更での 端末購入			

3. 端末購入補助の適正化について①

【1. 通信契約奨励金】

- ❑ 販売代理店に支払う通信契約の締結の媒介等の業務に対する通信契約奨励金について、期間限定で、短期的に増額される場合は、利用者への還元につながりやすい性格を有すると考えられるが、MNPを条件とするものは、特に利用者間の不公平の増大につながりやすいことから、端末購入補助とみなすことが適当である。

【2. 通信方式の変更を伴う場合の割引】

- ❑ ガイドラインにおいては、同一事業者内でのフィーチャーフォン(3G)からスマートフォン(LTE)への変更など「通信方式の変更を伴う場合」には端末購入補助が許容される範囲を緩和しているが、他事業者からのMNPを伴う通信方式の変更の場合についても、公平に競争できるようにし、スマートフォンを利用しやすくする観点から、同様に端末購入補助が許容される範囲を緩和することが適当である。
- ❑ この場合、他事業者の利用者が通信方式の変更を行うものであるかについては、他事業者における契約内容が確認できる書面等の提出によって確認することを求めることが適当である。

【3. 廉価端末・型落ち端末の場合の割引】

- ❑ ガイドラインでは、「廉価端末」(税抜3万円以下)、「在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合」については、端末購入補助が許容される範囲を緩和している。このような端末について、ガイドラインを全く適用しないこととするのは、利用者間の著しい不公平につながり得るため、適当ではない。

【4. 端末を購入する利用者に求める合理的な額の負担】

- ❑ 現在は、最新の高価格の機種が実質1万円程度の水準となっており、廉価端末や型落ち端末に認められている実質数百円程度の水準と大きな開きがないため、廉価端末や型落ち端末の販売が困難となっていると考えられる。この点、ガイドラインの基本的な考え方である「合理的な額の負担」について、合理性の判断基準を更に充実させていくことが適当と考えられる(現行ガイドラインでは、「端末の調達費用に応じ、合理的な額の負担を求めることが適当」とされている)。

3. 端末購入補助の適正化について②

【5. MVNOとの関係】

- ガイドラインの適用対象は、通信料金の高止まり、利用者間の不公平、MVNOの新規参入・成長の阻害を招くおそれのあるとの観点から、現在、大手携帯電話事業者となっている。
- MVNOが不適正な端末購入補助を行い、利用者間の著しい不公平や他のMVNOの新規参入・成長の阻害を招くおそれがないかを注視し、必要に応じガイドラインの適用範囲について検討していくことが適当である。

【6. 総務省によるモニタリング】

- ガイドラインを受けた事業者間の競争状況について注視するため、総務省において、携帯電話市場の競争環境に係るデータ収集に努めることが必要である。
- 端末購入補助について、大手携帯電話事業者の下取り価格に市場価格との乖離があるかどうかも含めて、ガイドラインに沿った適正な運用となっているか、総務省において、引き続き、確認していくことが重要である。
- 大手携帯電話事業者が端末購入補助の抑制で得られた原資を固定系通信市場等の他市場での割引原資に転嫁するなどして、公正な競争環境を阻害していないか、総務省において注視していくことが必要である。

4. MVNOの競争環境について

【1. モバイル接続料の算定方法の適正化】

- モバイル接続料については、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」における議論を踏まえ、移動体通信事業者の事業の多角化等の状況に対応し、算定における事業者間の公平性及び接続料負担の適正性の確保の観点から、算定方法の適正化を図ることが適当である。

【2. 大手携帯電話事業者のグループ内外のMVNO間の公正競争】

- 大手携帯電話事業者のグループ内のMVNOとそれ以外のMVNOとの間で、費用負担、品質等の提供条件の面で公正な競争環境が確保されているかについては、電気通信事業法に基づく卸役務の届出内容の整理・公表を通じて、総務省において分析・検証を進め、その結果を示していくことが適当である。

【3. 卸役務に関するルール】

- 大手携帯電話事業者とMVNOとの事業者間協議の円滑化については、接続の利用を中心としたルール化が図られているが、このようなルールが設けられておらず相対取引により個別に契約を締結可能な卸役務については、電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁、協議命令、裁定等の紛争解決手続を通じて解決を図ることが適当である。

【4. 接続料精算の予見可能性】

- 予見可能性の面で課題が指摘されているデータ接続料の当年度実績に基づく遡及精算は、接続料の急激な変動がある場合に適用されるものであり、データ接続料が低廉化している現状では、費用負担が実際のコストに基づくものとなると考えられるが、現行の仕組みにおける予見可能性の向上については、MVNOにおいても具体的な方策を検討することが期待される。